

ドローン利用者の対応基準

R6.12.18 改正

- 1 国土交通省の定める屋外でのドローンの飛行の基本的な規定、ルールを遵守出来る団体（「無人航空機の飛行の方法」等、利用者側で国のHP等を事前確認して頂く）
- 2 「ドローン本体」と「バッテリー」の合計重量が100g以上のドローン操作時には機体登録がされていること（JUから始まる12桁の登録記号）が必要であり、この機体登録をした機体での飛行を行う団体
- 3 特定飛行（飛行空域で4つ・飛行方法で6つ）の場合には、飛行許可のライセンスを保有、地方航空局長の承認が取れていること。不明な点がある場合には、無人航空機ヘルプデスクまたは、国土交通省に確認し対応出来ている団体
- 4 国交省航空局登録の団体
同等の条件の登録証等の事前確認要す。団体の責任の下で、事前確認、飛行等出来る団体
- 5 屋外では高度150m未満での飛行
- 6 機体の保険（施設等への補償）への加入している団体
- 7 講習（スクール）、セミナー、展示会、実演会、等での利用団体。左記内容を企画、運営、開催している団体。利用に際し、資格所有者がいて、その責任の下での利用が行える団体
- 8 人数が原則10人以上の団体
- 9 離着陸場所等の保護マット持参などを依頼した場合、対応出来る団体
【認めないこと】
 - ☆上記条件を満たしていない団体
 - ☆個人利用のドローンの飛行利用
 - ☆体育館半面の利用（安全上全面のみ利用可）
 - ☆屋外での夜間の利用（施設の管理上、日中のみ利用可）